

奈良県地域医療介護総合確保基金条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十四号

奈良県地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条の規定に基づく計画に定める事業に要する経費に充てるため、同法第六条の規定に基づく基金として、奈良県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

- 一 基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
- 二 国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金として積み立てた額に残余がある場合の当該残余の額その他の基金として積み立てた額の一部を国庫に納付する等のための財源に充てるとき。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。